

## 宗教法人等に関する指摘事項

1. 特定の宗教法人が靈感商法等に関する法令違反を行っている場合に、消費者庁が宗教法人法の所轄庁として質問権を行使したり、それに基づいて解散命令請求をかけることが可能か。

宗教法人法上、宗教法人の所轄庁は都道府県知事又は文部科学大臣と規定されており（第5条）、消費者庁が宗教法人法に定める所轄庁の権限を行使することは規定されていません。

2. 宗教法人審議会の議事録が（遡ると）1998年までしか公開されていないが、その前についても公開すべきではないか。

宗教法人審議会では、1997年の第133回会議において、行政処分及び不服審査に係る審議を除き、原則として議事録を公開する旨の申合せを行っており、それより前の会議の議事録については公開する取扱いとなっておりません。なお、現在、文化庁ウェブサイトに掲載されていない第133回会議及び第134回会議（いずれも1997年開催）の議事録については、公開に向けて準備を行っているところです。

3. 文化庁宗務課の定員、予算の状況はどうなっているか。

令和4年度における文化庁宗務課の定員は8名、予算は約4700万円です。

4. PIO-NET情報は文化庁宗務課に共有されているのか。

文化庁宗務課においては、PIO-NETに接続する権限を有していません。

5. 消費者庁と文化庁宗務課はこれまで交流があったのか。

消費者庁及び文化庁宗務課においては、必要に応じ、情報交換等のやりとりを行っています。

< 参照条文 >

○宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（抄）

（所轄庁）

第五条 宗教法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

2 次に掲げる宗教法人にあつては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、文部科学大臣とする。

- 一 他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人
- 二 前号に掲げる宗教法人以外の宗教法人であつて同号に掲げる宗教法人を包括するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人